

大田市告示 88 号

大田市ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱（平成 18 年大田市告示第 35 号の 3）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 5 月 1 日

大田市長 楫野 弘 和

第 1 条中「交付については、」の次に「島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 17 日中小第 1034 号島根県商工労働部長通知）及び」を加える。

第 3 条第 1 項の表を次のように改める。

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額 (1 事業当たり)
空店舗等活用事業	島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱第 5 条 (1)①に定める、大田市内に本店又は本拠を有する者。ただし、市税等を滞納していない者に限る。	空店舗等の活用により営業用店舗を出店するために必要な改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ※1 改修費は、原則として大田市内に本店又は本拠を置く建築関連事業者により施工した場合に限り対象とする。 ※2 市産木材を使用する場合は、大田市森林環境整備事業補助金を除いた額を補助対象経	補助対象経費の 1 / 2 以内	1,000,000 円 (ただし、家賃は月額 83,000 円を上限とする。)

	費とする。	
--	-------	--

第13条を削り、第14条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金遂行状況報告書(様式第8号)を10月31日までに提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、この限りではない。

- (1) 9月1日以降に交付決定を受けた補助事業
- (2) 9月1日以降に追加された補助事業
- (3) 既に実績報告をした補助事業

(実施効果報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間(一会計年度を超えて継続して支援するものについては、補助事業が完了した最終会計年度の終了後5年間)、補助事業の実施状況及び事業効果について、毎会計年度終了後90日以内にふるさと大田起業・創業支援事業補助金実施効果報告書(様式第9号)により市長に報告しなければならない。

様式第1号、様式第2号及び様式第8号を次のように改める。

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金の交付を受けたいので、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円  
2 事業の概要  
(1) 事業費及び負担区分

補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	負担区分	
		市補助金	補助事業者

(2) 経費の内訳

経費区分	金額	補助対象額	説明

- 3 添付書類  
(1) 事業計画書  
(2) 事業の実施を証する書類(建物賃貸借契約書(写)、建築工事見積書(写)、設計図面等)  
(3) その他市長が必要と認める書類  
4 同意事項  
 市が市税等の納付状況の確認を行うことについて同意します。

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付決定通知書

指令産第 号  
年 月 日

様

大田市長

年 月 日付けで申請のあったふるさと大田起業・創業支援事業補助金について、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により下記のとおり決定します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

交付条件

- 1 交付の目的以外に使用してはならない。
- 2 事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 事業を中止、または廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 5 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年間（一会計年度を超えて継続して支援するものについては、補助事業が完了した最終会計年度の終了後 5 年間）、補助事業の実施状況及び事業効果について、毎会計年度終了後 90 日以内に市長に報告しなければならない。
- 6 ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱の規定及び交付条件に反したとき、または交付決定日から 5 年未満で補助事業を廃止したときは、交付した補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

様式第 8 号（第 13 条関係）

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所  
氏 名

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定通知のあった標記補助事業について、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業の遂行状況

- (1) 月単位の売上高  
(報告時点で開店していない場合は記入不要)

(2) 事業の状況

(3) 今後の見通し

※所管商工会議所等と協議のうえ、記入すること。

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金実施効果報告書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住所  
氏名

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第14条により、 年度に実施した事業の  
成果について、前年度の状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

(1) 事業内容

(2) 事業実施期間

(3) 事業効果及び具体的数値目標（成果指標、収支計画）

2 事業効果等

(1) 事業効果及び具体的数値目標（成果指標、収支計画）の達成度

(2) 目標が達成出来ていない場合、対応策

※1 所管商工会議所等と協議のうえ、記入すること。

※2 事業承継を対象とした事業の場合は、申請時における経営者（法人であれば代表者）が経営から退いたことが分かる書面（法人であれば法人登記事項証明、個人事業者であれば確定申告書面）を確認し、内容を記入すること。（既に報告している場合は不要）

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。